

(事業の目的) 合同会社ウェルビーイングが開設する居宅介護支援事業所ブルーベリーの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営方針) 介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者が生活の質の向上と、自立への意欲を高められる介護サービス計画を作成し、これらに係る援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

名称 居宅介護支援事業所ブルーベリー 所在地 中川郡幕別町札内桜町 116 番地の 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

《職種》管理者、介護支援専門員 《資格》主任介護専門員、介護支援専門員
《常勤者》三名以上 《計》三名以上

(営業日及び営業時間)

- ① 営業日 月曜から金曜日まで。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時45分から午後5時30分まで。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の方法、内容及び利用料等) 方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は利用者負担はなしとする。

- ① 相談は、事業所、利用者宅、病院、施設等、最も利用者に適切な場所で行う。時間外の連絡体制については、事業所への電話等連絡可能な体制を整える。
- ② 課題分析の種類 居宅サービス計画ガイドライン (全社協版)
- ③ 居宅サービスの計画の作成
適切な課題分析をもとに、利用者の心身の状況、居住する環境、サービスの利用意向を踏まえ、原案を作成する。計画に位置付けた居宅サービスの種類、内容、利用料金について、利用者、家族に十分な説明を行い、書面で同意を得る。
- ④ サービス担当者会議の開催
専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた居宅サービス事業所、利用者、家族を招集し、サービス担当者会議を開催する。また、利用者の状況や希望の変化等により介護支援専門員が必要と判断した場合は随時、会議を開催する。

⑤ 居宅訪問

居宅サービス計画作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や、抱えている問題把握のために、利用者宅において面接を行う。また、計画作成後も計画の実施状況を把握し、サービス計画変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう、居宅訪問の方法により支援する。

通常の事業の実施地域（幕別町、帯広市、中札内村、更別村、豊頃町、池田町、浦幌町、本別町、音更町）を超えて行う事業に要した交通費は、事業の実施地域を超える地点から訪問先までの実測距離が10kmまでは500円、以後10kmごとに500円とする。

（緊急時における対応方法）介護支援専門員は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずる。

（高齢者虐待防止の推進）事業所は、高齢者虐待防止として委員会の定期的開催、介護支援専門員への周知徹底、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者2名の配置などを実施する。

（感染症対策の強化）事業所は、感染症対策として、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みに関する委員会の開催、指針の整備、研修、訓練を実施する。

（業務継続に向けた取り組みの強化）事業所は、先に記載した(感染症対策)に加え、感染症や災害が発生した場合であっても、介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、計画などの策定、研修、訓練を実施する。

（ハラスメント対策の強化）事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動により、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等に取り組んでいく。また、カスタマーハラスメントに対しても取り組みをする。

（その他運営についての留意事項）

- ① 事業者は介護支援専門員に対し研修に参加する機会を積極的に設け、資質の向上を図る。
- ② 事業者は介護支援専門員に対して、健康診断を定期的を実施する。
- ③ 介護支援専門員等は、業務上知りえた利用者等の秘密を保持する。
- ④ 事業所は介護支援専門員であった者が、上記③の義務を事業所退職後もこれらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容に含むものとする。
- ⑤ この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社ウェルビーイングが、必要なものを定めるとする。

附則 この既定は、令和7年9月1日から施行する。